

第67回(2019年度) 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

開催情報

日 時 2020年6月23日(火曜日)
午前10時30分(受付開始予定 午前9時30分)

会 場 埼玉県川越市脇田本町22番地5号
ラ・ボア・ラクテ 4階 大会場

昨年と開催会場が異なります。末尾の「株主総会会場ご案内図」を参照いただきまして、お間違えの無いようご注意ください。

インターネットおよび書面による議決権行使期限
2020年6月22日(月曜日) 午後5時まで

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況や、ご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。当日、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

目 次

第67回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役5名選任の件	5
第2号議案 監査役2名選任の件	9
第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び 内容決定の件	11

(添付書類)

事業報告	16
連結計算書類	37
計算書類	44
監査報告	49
ご参考	55

株主の皆さまへ



株主の皆さまにおかれましては、日ごろより格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになった方のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆さまに謹んでお悔やみを申し上げます。また、罹患された皆さまにお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

さて、当期の連結業績は、売上収益については、中国における受注の増加はありましたが、日本、米州およびアジアにおける受注の減少に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響などにより減収となりました。また利益については、米国拠点における生産安定化費用の減少などにより、他拠点からの部品供給費用、リコール関連費用および減損損失などの一時費用を計上した前年度に比べ改善しましたが、損失を計上するに至りました。

この結果から、期末配当につきましては誠に遺憾ながら無配とし、中間配当金のみ年間8円とさせていただきますと存じます。

株主の皆さまには深くお詫び申し上げますとともに、早期に復配できるよう努めてまいります。

当社グループは、次の10年を見据えた新たなビジョンを定め、2020年4月からの中期3カ年の目標達成に向けた事業活動を開始しておりますが、まずは、新型コロナウイルス感染症が一日も早く収束し、世界経済が正常化することが重要であると考えております。当社は、従業員をはじめ関係するすべての皆さまの健康を最優先の上で、さまざまな課題にスピーディかつ全力で対応してまいります。

大変厳しい2020年代のスタートとなりましたが、今後とも株主の皆さまからのご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長

山口次郎

ヤチヨ企業理念

■ 基本理念 人間尊重 顧客第一

■ 社 是 わたしたちは、世界的視野に立ち、
お客様の満足のために、卓越した技術と特長ある製品を供給する。

■ 行動指針

- ・常に夢をもち若さを保つこと。
- ・感性を磨き技を鍛えること。
- ・安全で明るく調和のとれた環境を作ること。
- ・時間と独創性を重んじること。
- ・自らの目標に向かって粘り強く努力すること。

株 主 各 位

証券コード 7298
2020年6月8日

埼玉県狭山市柏原393番地
八千代工業株式会社
代表取締役社長 山 口 次 郎

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2020年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 埼玉県川越市脇田本町22番地5号
ラ・ボア・ラクテ 4階 大会場
（昨年と開催会場が異なります。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」を参照いただきまして、お間違えの無いようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

<株主の皆様へのごお願い>

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は節電への協力として室温の調整をさせていただきますので、株主の皆様におかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令及び定款第15条の規定により、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ホームページ (<http://www.yachiyo-ind.co.jp/ir/stock/sokai/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.yachiyo-ind.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

当社では、株主総会へのご出席により議決権をご行使いただけるほか、書面（議決権行使書用紙）またはインターネットにより議決権をご行使いただくことができますのでご案内申し上げます。



株主総会へのご出席による議決権の行使

株主総会開催日時 2020年6月23日（火）午前10時30分

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

（当日ご出席の場合は書面またはインターネットによる議決権行使の手続きはいずれも不要です。）



書面（議決権行使書用紙）による議決権の行使

行 使 期 限 2020年6月22日（月）午後5時

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、当社あてに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権の行使

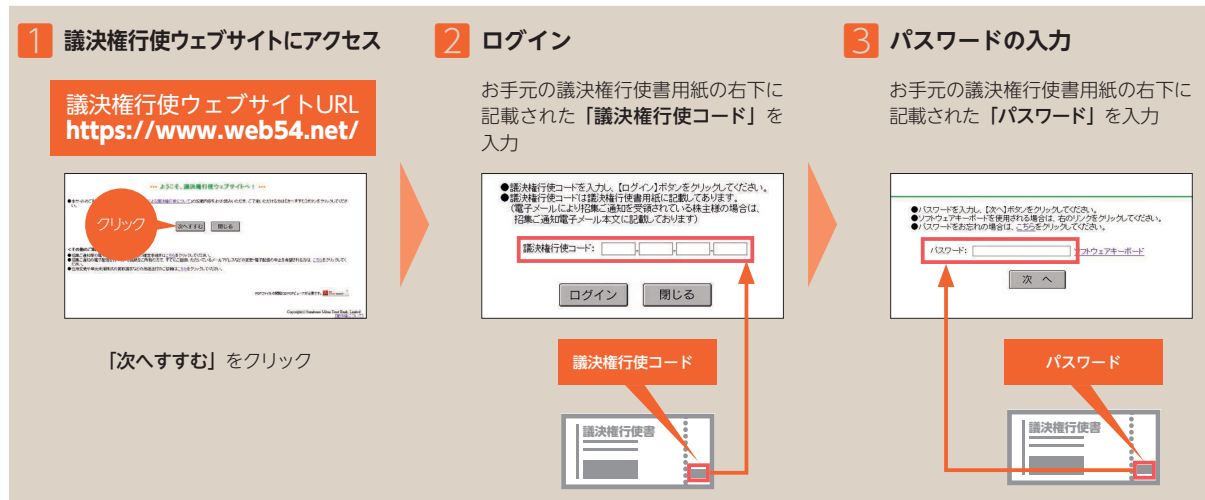
行 使 期 限 2020年6月22日（月）午後5時

次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議決権をご行使ください。

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面により議決権を行使され、かつ、インターネットにおいても議決権を行使され、議決権行使が重複した場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効とさせていただきます。
- インターネットによって、複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、つぎの事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙の右側に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。



パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

システムに関するご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続および通信料金
 ・事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031

(午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 5 名選任の件

現任の取締役 7 名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社は、取締役会が経営の監督と重要事項の審議に注力し、執行部門への権限委譲を行うなど経営と執行の分離を進めております。これに伴いまして、取締役 2 名を減員し、社外取締役 2 名を含む取締役 5 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位
1	かとうのりひで 加藤 憲 嗣	再 任 代表取締役専務取締役
2	まつばらよしき 松原 美 樹	再 任 取締役
3	みしまきよのり 三島 清 憲	新 任 常務執行役員
4	ふじいやすひろ 藤 井 康 裕	新 任 社 外 独立役員
5	いいだふじお 飯 田 藤 雄	新 任 社 外 独立役員

候補者番号

再任

1

かとう のりひで
加藤 憲嗣

1961年5月26日生

所有する当社株式の数

4,800株

取締役会への出席状況

100%（5回中5回出席）

* 2019年6月25日以降に行われた取締役会



【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1985年4月 本田技研工業(株)入社
2011年4月 同社鈴鹿製作所塗装・樹脂工場長
2011年6月 同社生産本部主任技師
2013年4月 東風本田汽车有限公司副總經理
2019年4月 当社入社
2019年4月 当社社長付
2019年4月 当社生産改革担当（現任）
2019年6月 当社代表取締役専務取締役（現任）
2019年6月 当社リスクマネジメントオフィサー（現任）

■ 取締役候補者とした理由

加藤憲嗣氏は、大手自動車メーカーで長年、生産分野に従事しており、当社入社以降は、これまでの経験や知見を活かし生産改革担当として、品質安定化や生産オペレーションの効率化などの実績があります。また、代表取締役専務取締役就任後は、重要事項の決定や業務執行の監督を行うなど経営全般に大きな役割を果たすとともに、リスクマネジメントオフィサーとしてリスク対応の陣頭指揮を執るなど、当社グループを牽引しております。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のためにも同氏の経営手腕が必要と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は本議案が承認された場合、本総会終了後に開催される取締役会にて代表取締役社長に就任する予定であります。

候補者番号

再任

2

まつばら よしき
松原 美樹

1959年6月26日生

所有する当社株式の数

7,700株

取締役会への出席状況

86%（7回中6回出席）



【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1984年4月 本田技研工業(株)入社
2006年4月 同社浜松製作所二輪工場組立モジュールマネージャー
2010年4月 同社二輪事業本部生産企画室グローバル調達責任者
2012年6月 同社二輪事業本部主任技師
2013年10月 ホンダモトール・デ・アルヘンティーナ エス・エー副社長
2016年4月 合志技研工業(株)入社
2016年4月 同社社長付
2016年6月 同社代表取締役社長（現任）
2016年6月 当社取締役（現任）

■ 取締役候補者とした理由

松原美樹氏は、当社グループの主力事業の一つである二輪事業において豊富な経験と知見を有しており、二輪事業を主とする子会社である合志技研工業(株)の代表取締役社長として、新たな受注の獲得や経営効率化のための合志グループ再編を行うなど、グループ経営に大きく貢献しております。また、当社取締役として重要事項の決定に関わり、適切な意見を述べるなど職責を充分に果たしております。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のためにも同氏は必要な人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

新任

3

みしま きよ のり
三島 清憲

1968年10月24日生

所有する当社株式の数

6,600株

取締役会への出席状況

—



【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1990年10月 当社入社
 2008年6月 当社経理部主幹
 2014年2月 ヤチヨ オブ アメリカ インコーポレーテッド副社長
 2017年4月 当社経営企画室長
 2017年6月 当社執行役員
 2018年3月 **当社常務執行役員（現任）**
 2018年4月 当社部品事業本部長
 2019年4月 **当社管理本部長（現任）**
 2020年4月 **当社コンプライアンスオフィサー（現任）**

取締役候補者とした理由

三島清憲氏は、当社に入社して以来、経理や経営企画分野の中核を担い、その経験や知見を活かして、海外子会社の副社長、部品事業本部長を務めました。現在は、管理本部長として、当社グループの管理分野全般のさらなる強化を行っているとともにコンプライアンスオフィサーとして、ガバナンスの実効性向上を図っております。当社グループの持続可能な成長と中長期的な企業価値向上の実現のためにも同氏は必要な人材と考え、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

新任

社外

4

独立役員

ふじ い やす ひろ
藤井 康裕

1954年1月18日生

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

—



【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1976年4月 アルプス電気(株)（現 アルプスアルパイン(株)）入社
 1998年1月 ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH取締役社長
 2003年6月 アルプス電気(株)取締役
 2007年7月 ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA) ,INC.取締役会長
 2010年5月 アルプス・グリーンデバイス(株)代表取締役社長
 2013年6月 アルプス電気(株)常勤監査役
 2016年6月 同社取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由

藤井康裕氏は、大手電子部品メーカーにおいて、生産・技術・営業と幅広く業務に従事した後、海外子会社の経営や取締役及び監査役を務めるなど、製造業に精通しており、また、企業経営に関しても豊富な経験と知見があります。同氏の有する経験と知見に基づく提言や独立した立場からの監督が当社の経営に必要と判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	新任 独立役員	社外	いいだ 飯田 ふじお 藤雄 1964年12月13日生	所有する当社株式の数 0株	取締役会への出席状況 —
-------	------------	----	--	------------------	-----------------



【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1992年4月 弁護士登録
1992年4月 松尾綜合法律事務所入所
2001年4月 志賀・飯田法律事務所
(現 志賀・飯田・岡田法律事務所) 開設 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由

飯田藤雄氏は、弁護士として専門的な知見を有し、また、行政や企業の第三者委員会委員を務めるなど、ガバナンスにも精通しております。このことから、ガバナンス強化に繋がる提言や公正かつ客観的な視点での経営の監督が期待できると考え、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、松原美樹氏は合志技研工業㈱の代表取締役であります。合志技研工業㈱は当社の事業と同一の部類に属する事業を行っているほか、当社と当社との間には、自動車部品等の取引関係があります。
2. その他の各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 藤井康裕氏及び飯田藤雄氏は、社外取締役候補者であり、両氏に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は両氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額の上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
- (2) 当社は両氏の選任が承認された場合、㈱東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届出をする予定であります。
4. 取締役候補者が現在または過去5年間に当社の親会社である本田技研工業㈱またはその子会社（当社を除く）の業務執行者であるときの地位及び担当については次のとおりであります。

加 藤 憲 嗣

2013年4月から2019年3月まで 東風本田汽車有限公司副総経理

松 原 美 樹

2013年10月から2016年3月まで ホンダモーター・デ・アルヘンティーナ エス・エー副社長
2016年4月から2016年6月まで 合志技研工業㈱社長付
2016年6月から現在 同社代表取締役社長

当社は、本田技研工業㈱の子会社であり、東風本田汽車有限公司、合志技研工業㈱及びホンダモーター・デ・アルヘンティーナ エス・エーも同社の子会社であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役のうち、富永和也氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、山室恵氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任される予定です。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、松本卓也氏は、監査役山室恵氏の辞任に伴う補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	再任 社外 独立役員	とみ なが 富永	かず なり 和也	所有する当社株式の数	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1		1951年6月2日生		3,800株	100% (7回中 7回出席)	100% (10回中 10回出席)



【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1975年4月 日本商工会議所入所
1991年10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
2002年4月 公認会計士登録
2002年6月 税理士登録
2002年6月 富永公認会計士・税理士事務所開設（現任）
2002年6月 同事務所所長（現任）
2016年6月 当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

富永和也氏は、公認会計士及び税理士として専門的な知見や豊富な経験を有しており、これらを活かして実効性の高い監査や経営に対する適切な意見を述べていることから、その職責を十分に果たしております。今後も同氏の知見や経験を活かして監査していただくことが必要と考え、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏は、過去に社外監査役になること以外で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、同氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 富永和也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 富永和也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は富永和也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額の上限とする責任限定契約を締結しております。また、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 富永和也氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員に指定する予定であります。

候補者番号	新任	社外	まつもと	たぐや	所有する当社株式の数	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
2	独立役員		松本	卓也	0株	—	—
1979年3月4日生							



【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

2006年10月 弁護士登録
2006年10月 阿部・井窪・片山法律事務所入所
2015年8月 同事務所パートナー（現任）
2016年1月 ㈱ジー・スリーホールディングス社外監査役
2016年11月 同社社外取締役
2018年3月 ㈱ウィズソフト（現 ㈱カイテクノロジー）社外監査役（現任）

■ 社外監査役候補者とした理由

松本卓也氏は、弁護士として専門的な知見を有し、また、複数の企業で社外取締役や社外監査役を務めるなど、企業法務に関する豊富な知見と経験があります。同氏が有する知見や経験が当社の監査機能強化に繋がると考え、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 松本卓也氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 松本卓也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は松本卓也氏の選任が承認された場合、同氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を損害賠償責任の限度額の上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、松本卓也氏の選任が承認された場合、㈱東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届出をする予定であります。なお、当社は、松本卓也氏がパートナー弁護士を務める阿部・井窪・片山法律事務所との間で、2017年から2018年にかけて本田技研工業㈱への完成車事業譲渡における法務アドバイザー契約を締結しておりましたが、すでに取引が終了して2年が経過していることや取引金額が少額（1,000万円以下）であったことから、同氏の社外監査役としての独立性は確保されていると判断しております。

第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社の取締役（非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）及び当社と委任契約を締結する執行役員（国内非居住者を除く。以下併せて「取締役等」という。）を対象に、役位等に応じて当社株式の交付を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。本議案は、2013年6月25日開催の第60回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額3億6,000万円以内）とは別枠として、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役等の企業価値増大への貢献意識及び株主価値の最大化への貢献意欲を一層高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと2名となります。また、上記のとおり、本制度は、当社と委任契約を締結する執行役員も対象としており（上記取締役2名のほか、執行役員6名が本制度の対象となる予定）、本制度に基づく報酬には、当社と委任契約を締結している執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本制度の開始後に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり。）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（非常勤取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。） ・ 当社と委任契約を締結している執行役員（国内非居住者を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 （下記（2）のとおり。）	・ 3年間の取締役等の職務執行期間を対象として、合計48百万円

取締役等に交付される当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の上限及び当社株式の取得方法 （下記（2）及び（3）のとおり。）	・取締役等に付与する1年間あたりのポイント数の上限は67,000ポイント（67,000株） （3年間合計で201,000ポイント（201,000株）） ・取締役等に付与する1年間あたりのポイント数の上限について、1ポイント＝当社普通株式1株に換算された株式数の当社発行済株式総数（2020年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.28% ・当社株式は、株式市場から取得するため、本制度による希薄化は生じない
③取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 （下記（4）のとおり。）	・退任後

（2）当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3年間の取締役等の職務執行期間（当初は2020年から2023年までの3年間とし、下記本（2）第3段落に定める信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3年間とする（以下「対象期間」という。）。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計48百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します（下記本（2）第3段落の本信託の継続を含む。以下同じ。）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中毎年、取締役等に付与ポイント（下記（3）に定める。）の付与を行い、取締役等の退任後（取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、原則として、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することを予定しております。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3年間の取締役等の職務執行期間を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計48百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、48百万円の範囲内とします。

信託期間の満了時（上記本（2）第3段落の本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式の交付等が完了するまで、一定の期間を定めた上で、本信託の信託期

間を延長させることがあります。その場合にも、当該取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(3) 取締役等に交付される当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の算定方法及び上限
取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数は、信託期間中に取締役等に毎年付与されるポイントにより定まります。取締役等には、毎年一定の時期に、役位等に応じてあらかじめ定められたポイントの付与が行われ、取締役等の退任後に、退任までの在任期間に対応した累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1年間あたりの付与ポイント（小数点以下の端数は切捨て）

＝役位ごとの株式報酬額÷本信託内の当社株式の取得平均株価※

※ 信託期間の延長が行われた場合には、信託期間の延長に伴い本信託により取得された当社株式の取得平均株価とする。ただし、信託期間の延長に伴い本信託により取得された当社株式がない場合には、延長された信託期間の初日における㈱東京証券取引所における当社株式の終値とする。

なお、1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

本信託の対象期間について取締役等に対して付与するポイントの総数は、1年間あたり67,000ポイントを上限とします。また、対象期間ごとに本信託が取得する当社株式の数は、かかる1年間あたりのポイント数の上限（67,000ポイント）に対象期間の年数である3を乗じた数に相当する株式数（201,000株）を上限とします。この株式数の上限は、上記（2）の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足する取締役等は、当社の取締役等を退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式の交付を本信託から行うものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイント数の70%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）について交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が死亡した場合、その時点で算定される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が海外赴任することとなった場合には、その時点で算定される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式（すなわち上記（4）により取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

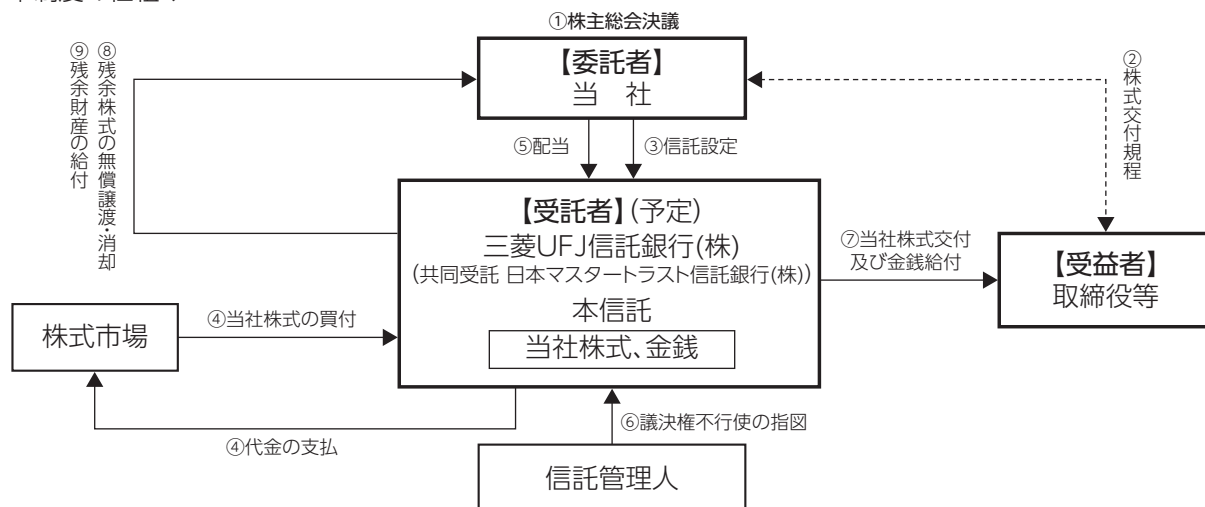
(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拋出の都度、取締役会において定めます。

（ご参考）

2020年5月25日付適時開示「当社取締役等に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」より一部抜粋。

本制度の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は取締役会決議により、本制度に関する規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拋出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規程に従い、信託期間中、取締役等の役員等に応じ取締役等に一定のポイント数が付与さ

れ、当該ポイントを累積します。取締役等の退任後に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該ポイントに応じて当社株式等の交付等を行います。

- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には、株式取得資金として活用されます。信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

以 上

(第67回定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告 2019年4月1日から2020年3月31日まで**1. 企業集団の現況に関する事項****連結業績の概要**

売上収益	営業利益	税引前利益	親会社の所有者に 帰属する当期利益
1,546億2千9百万円 (前期比 4.1%減)	9億9千2百万円 (前期比 41.4%増)	8億7百万円 (前期比 13.1%減)	△31億6千9百万円 (前期比 - %)

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の経済状況は、国内においては、輸出や設備投資に弱さがみられるものの、個人消費は持ち直し、緩やかな回復が続いておりました。海外においては、米国及びアジア諸国に弱さがみられるものの緩やかに回復が続いておりました。一方、中国では、米中の通商問題、過剰債務問題を含む金融市場の動向等が懸念され、緩やかに減速しておりました。そのようななか、当連結会計年度末にかけて、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動が抑制され、足下で急速に減速しております。

このような状況のもと、当社グループは、2020年Vision「卓越した技術と特長ある製品で真の世界トッププレイヤーになる」の達成に向け、2018年4月からは新たな3カ年の中期全社方針（18-20中期）を掲げ、「ヤチヨ企業理念」及び「安全な生産活動、安定した品質と納入」をベースに、「各事業の自主自立」「世界一もしくは世界初の技術・製品の実現」「働き方改革による現場力の飛躍的向上」に取り組み、「グローバルでトップの技術・製品の競争力を実現する」ことを目指し事業を推進してきました。

なお、18-20中期では、次の5つを重点施策と定めて事業を推進しました。

「ニーズを先読みしたもののづくりの進化」においては、ニーズを先読みするための必要な情報を収集し情報量を向上させました。また、入手した情報を社内でも共有できる環境を構築しました。情報収集は将来に向けた技術・製品開発に活用できるよう継続していきます。

また、ものづくり進化では、企画から販売までのものづくりフローにおけるフロントローディングにより高効率な新製品の開発を推進しております。

「グローバルオペレーションの確立と実行」においては、グローバルに点在する生産拠点を地域ごとに管轄する担当役員を配置し、役割と責任区分を明確にする体制を構築しました。また、日本においてはマザー工場としての機能を強化し、各地域の事業運営に対する日本からのサポート体制を構築しました。これにより、生産拠点ごとに差異のある生産体質は高位平準化できる見通しがつきました。

「品質保証体質の飛躍的向上」においては、過去に発生させた重要品質問題の深掘りを行い、課題対策の実行と未然防止に取り組み、特に生産現場における品質保証規格の見直し強化と、それを遵守する教育の充実を行いました。また、開発、製造部門の連携を強化することで、造り易く、安定生産が維持できるよう品質体質向上を図ってまいりました。今後はこれらの継続的な取り組みに加え、変化点が発生した場合の管理を確実に実行することで不具合の発生を抑制します。

「将来を担う人材の先行育成・最適配置」においては、現場力の最大化を図るため、人材活性化、働き方改革の施策展開を図ってきました。人材育成では、専門領域の異なる従業員でチームを結成し、将来の事業構造を想定した上での中長期の会社の方向性を検討するなど、新たな活動を展開しました。この事例により部門を超えたチーム活動などの仕組みが構築でき、運用できる体制を整えました。

「企業価値向上に向けたサステナビリティ展開」においては、環境目標、法令の遵守などにおいて、当初の目的を達成することができました。社会貢献活動では当社ならではの技術と製品を通じた活動のほか、障がい者スポーツの普及活動などを実施しました。これらにより健全な企業活動に向けたGRC活動を強化してまいりました。

当連結会計年度の売上収益は、中国における受注の増加はあったものの、日本、米州及びアジアにおける受注の減少や為替換算上の影響に加え、当連結会計年度末にかけて新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響などにより、1,546億2千9百万円と前年度に比べ65億3千1百万円、4.1%の減収となりました。利益につきましては、営業利益は、9億9千2百万円と受注の減少や日本において減損損失を計上したものの、ユー エス ヤチヨ インコーポレーテッド（米国）における生産安定化費用の減少などにより、他拠点からの部品供給費用、リコール関連費用及び減損損失などの一時費用を計上した前年度に比べ2億9千1百万円、41.4%の増益となりました。税引前利益は、為替換算上の影響などにより、8億7百万円と前年度に比べ1億2千1百万円、13.1%の減益、親会社の所有者に帰属する当期損失は、31億6千9百万円と前年度に比べ11億6千6百万円の改善となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

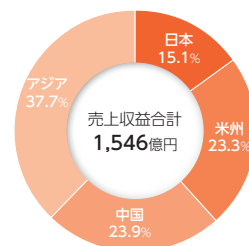
地域別セグメント

●日本

日本においては、自動車部品及び二輪部品の受注の減少などにより、売上収益は、232億9千7百万円と前年度に比べ46億2千2百万円、16.6%の減収となりました。税引前損失は、減損損失の計上や受注の減少に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などにより、73億4千5百万円と前年度に比べ59億1千7百万円の悪化となりました。

●米州

米州においては、前期にヤチヨ メキシコ マニユファクチュアリング エス エー デ シー ブイ（メキシコ）において発生した主要顧客の被害による生産休止影響に伴う受注の減少が回復したものの、米国における自動車部品の受注の減少に加え、新型コロナウイルスの感染拡大や為替換算上の影響などにより、売上収益は、360億9千2百万円と前年度に比べ31億1千9百万円、8.0%の減収となりました。税引前損失は、21億5千7百万円と受注の減少や新型コロナウイルスの感染拡大の影響はあったものの、ユー エス ヤチヨ インコーポレーテッド（米国）における生産安定化費用の減少などにより、他拠点からの部品供給費用、リコール関連費用及び減損損失などの一時費用を計上した前年度に比べ60億2千3百万円の改善とな



りました。

ユー エス ヤチヨ インコーポレーテッド（米国）については、引き続き設備保全及び新規設備導入を着実に推進し、生産体制の強化を進めております。

●中国

中国においては、新型コロナウイルス感染拡大による生産停止影響はあったものの、八千代工業（武漢）有限公司（中国）における受注の増加により、売上収益は、369億3千万円と前年度に比べ35億9千2百万円、10.8%の増収となりました。税引前利益は、受注の増加や機種構成差及び原価改善効果などにより、57億5千8百万円と前年度に比べ19億9千4百万円、53.0%の増益となりました。

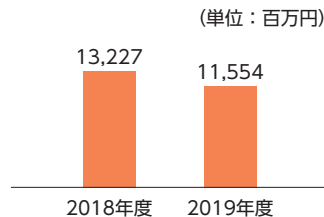
●アジア

アジアにおいては、二輪部品の受注の減少などにより、売上収益は、583億9百万円と前年度に比べ23億8千1百万円、3.9%の減収となりました。税引前利益は、受注の減少や機種構成変化及び新規取引先からの受注に伴う増量対応費用の増加などにより、44億8百万円と前年度に比べ22億2千1百万円、33.5%の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、115億5千4百万円となりました。その内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)		
①日	本	2,818
②米	州	4,078
③中	国	1,614
④ア	ジ ア	3,044



(3) 資金調達の状況

当社グループは当連結会計年度において、主に銀行借入による資金調達を行っており、株式または社債の発行による資金調達はありません。

(4) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 経営方針

当社は「ヤチヨ企業理念」に基づき、社会が必要とする製品や技術を提供する、ものづくり企業としての責務を誠実に実行していきます。「ヤチヨ企業理念」では、「基本理念」として「人間尊重」と「顧客第一」を掲げています。「人間尊重」は、当社の共通目的の実現のために、従業員一人ひとりが互いに個を尊重し、皆で助け合いながら、生き活きとした充実感の中で誠意を尽くして自らの役割を果たすことにあります。そして「顧客第一」は、お客様一人ひとりの期待を超える製品を提供する、という高い志を込めています。当社が真に「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるためには、「ヤチヨ企業理念」を従業員が常に十分理解した上で、変化していく社会の要求に応じていく必要があると認識しています。

また、当社は「ヤチヨ企業理念」の持続的な実践とともに、10年程度の長期スパンで将来のありたい姿をビジョンとして定め、その達成に向け、中期3カ年ごとの目標をマイルストーンとして設定し事業を推進しています。今般、Vision2030を策定し、2020年4月からの第14次中期（20-22中期）は「さらなる成長の基盤づくり」と位置づけ、事業を推進してまいります。

(2) 経営環境

今後の経済状況の見通しにつきましては、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が抑制され、経済状況は急速に悪化しており、当社グループを取り巻く自動車業界においても、新車販売台数が一時的に減少することが予想されます。

長期的な視点では、国内は少子高齢化の進展を背景とした総人口の減少や、保有されている自動車の高寿命化などにより、自動車販売台数が緩やかな減少傾向にあります。グローバルでは米国・中国の2大市場がけん引するなかで、アジア諸国における需要の高まりもあり、今後も自動車生産・販売台数の拡大が期待されますが、先行きは依然として不透明な状況が続くものと予想され、今後の動向には注視していく必要があります。

グローバル市場が拡大する中、自動車には、CASE：Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化）や、MaaS：Mobility as a Service（モビリティのサービス化）等と呼ばれる新たな価値が求められ、とりわけ電動化については、環境保全意識の高まりから、ハイブリッドカーや電気自動車への消費者ニーズの移行が進んでおり、自動車メーカーもその対応を急ピッチで進めています。自動車メーカーは、これら新価値の具現化への資源投入を進める中、独自提案できる企画開発力とグローバルレベルの供給力をもつサプライヤーからの部品調達を増やす傾向にあります。また、これらの流れを受けて、自動車業界の枠を超えた、電機メーカー、素材メーカー、IT企業などと、自動車関連企業との提携も活発化しています。

（３）経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、これまでの事業の経過、及び先述した「経営方針」と「経営環境」を踏まえ、2020年4月からの第14次中期（20-22中期）を「さらなる成長の基盤づくり」の期と位置づけました。第14次中期（20-22中期）では前中期で課題となった北米地域における生産体質の大幅な改善、品質領域の盤石化による収益性の改善と信頼の回復など、さらなる成長・飛躍に向けた仕込みや筋肉質な体質づくりなど、将来を見据えた施策を展開していきます。

中期全社方針では次の5つの重点施策を掲げ、全社一丸となって推進してまいります。

① 競争力強化・ものづくり進化

これまで進めてきた「世界一/世界初の技術・製品の実現」に向けて、燃料タンク、サンルーフ、樹脂製品を中心に新技術の仕込みをさらに展開してまいります。並行して生産領域ではものづくりの仕組みを進化させ、総合的に製品の競争力を強化します。また、主要顧客以外への販路拡大に注力してまいります。

② 事業基盤の盤石化

現状の生産規模で、地域における生産量の変化、客先での増産対応など、変動する事業ボリュームに柔軟に対応でき、確実に収益が上げられる筋肉質な生産体質へと改革します。具体的には、世界各地域の戦略をそれぞれ明確にし、収益体質の維持向上に結び付けるとともに、新機種の上上げでは、原価改善施策を確実に実行します。

③ 品質保証体質の強化

品質を確実に向上させるため、各対策を一層強化してまいります。具体的には不良品を自工程で造らない、不良品を次工程に流さない、不良品を出荷しない、などの仕組みを構築し、これらを徹底することで市場品質不具合ゼロに取り組んでまいります。また、製造工程での作りやすさを考慮し、安定した品質で生産できるような製品仕様を開発段階から検討するなどの施策を展開するほか、製造工程における製造条件の管理を高い精度で行うことで、品質保証の『質の追求』を図ってまいります。

④ 人と組織の活性化・人材強化

当社はこれまで、塗装、板金加工、樹脂成形、自動車組立など多くの事業を展開してきました。今後はそれらを活かし当社の魅力を向上させて、従業員、および組織の活性化に結び付け、人材の質・量の強化を図ってまいります。また、従業員が最高のパフォーマンスを発揮できる環境を構築した中で、当社の将来を担う人材の育成を進めてまいります。

⑤ 企業価値向上に向けたサステナビリティ展開

企業活動においては今まで以上に環境負荷低減に取り組み、福祉や環境に配慮した当社ならではの技術と製品の提供などを通じて社会に貢献するとともに、法令・社内規則・社会規範等を遵守しております。このようなCSRの観点で推進してきた取り組みのほか、世の中に存在を期待される企業を目指して、SDGs※に基づいたサステナビリティ活動へと進化させてまいります。

なお、これらの取り組みを積極的にステークホルダーに開示することで、引き続き企業活動に対する理解と期待を獲得し、将来にわたって持続可能な社会の実現に努め、責任を果たしてまいります。

※SDGsとは・・・持続可能な社会の実現に向けた2030年までの目標として、国連で採択された「人類みんなが豊かに暮らすための17のゴール」です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

当社は連結計算書類に国際会計基準（以下、IFRS）を適用しております。

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第64期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第65期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第66期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上収益（継続事業）（百万円）	138,979	165,562	161,160	154,629
税引前利益（継続事業）（百万円）	8,982	9,223	928	807
親会社の所有者に 帰属する当期利益又は当期損失（△）（全事業）（百万円）	4,743	4,796	△4,335	△3,169
基本的1株当たり当期利益又は 基本的1株当たり当期損失（△）（円）	197.51	199.73	△180.51	△131.97
資 産 合 計（百万円）	130,943	131,278	118,832	117,219
資 本 合 計（百万円）	66,622	71,859	67,477	60,896
1株当たり親会社所有者帰属持分（円）	2,310.16	2,457.30	2,213.64	1,973.31

- (注) 1. 基本的1株当たり当期利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式控除後の期末発行済株式数によりそれぞれ算出しております。
2. 第65期の税引前利益が第64期に比べ増加している理由は、受注の増加や為替換算上の影響などによるものです。
3. 第65期（2017年12月18日）開催の取締役会において、完成車事業を本田技研工業株式会社に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結したことに伴い同事業を非継続事業に分類し、第64期を組換後の数値にて記載しております。
4. 第66期の税引前利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益（全事業）が第65期に比べ減少している理由は、ユー エス ヤチヨ インコーポレーテッド（米国）において、生産安定化費用、製品補完費用、製品クレーム関連費用及び固定資産の減損損失を計上したことによるものです。
5. 当連結会計年度の売上収益が第66期に比べ減少している理由は、「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第64期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第65期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第66期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	当期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
	日本基準	日本基準	日本基準	日本基準
売 上 高（百万円）	66,971	71,689	40,644	31,738
経 常 利 益 又は経常損失（△）（百万円）	2,981	1,349	1,269	△65
当 期 純 利 益 又は当期純損失（△）（百万円）	2,312	△1,188	1,374	△10,311
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△）（円）	96.27	△49.45	57.21	△429.38
総 資 産 額（百万円）	64,668	52,244	48,939	48,357
純 資 産 額（百万円）	35,268	27,348	34,187	23,387
1株当たり純資産額（円）	1,468.67	1,138.87	1,423.65	973.93

- (注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式数によりそれぞれ算出しております。

(6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

① 親会社との関係

会 社 名	資 本 金	議決権比率	関 係 内 容
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	86,067 百万円	※ 50.5%	当社の製品の販売先及び原材料の購入先

(注) ※は、親会社の子会社による所有を含む比率で表示しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(イ) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社は本田技研工業株式会社であり、親会社との取引については、自立を基本とする当社の経営方針に基づき、当社から製品の販売又は役務提供を行う場合は、第三者との通常の取引と同様に、競業他社との優位性を精査した価格見積りを相手方に提示し、交渉の上、価格決定を行っております。また、親会社から原材料等を購入する場合も、第三者との通常の取引と同様に、市場価格を参考に交渉の上、価格決定を行うことで、親会社以外の株主の利益を害することの無いよう取引を行っております。なお、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある取引を行う場合には、都度、社外取締役、社外監査役を含めた取締役会において多面的に議論し、決定することとしております。

(ロ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社との取引については、上記（イ）に記載の取引条件の決定方法及び審議基準であることを確認しており、当期は、取締役会に上程されるべき親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある取引はなかったため、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

(ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
合 志 技 研 工 業 株 式 会 社	500 百万円	52.4%	自動車部品の製造及び販売
株 式 会 社 ウ エ ム ラ テ ッ ク	100 百万円	※ 100.0%	自動車部品の製造及び販売
株 式 会 社 合 志 テ ッ ク	100 百万円	※ 100.0%	自動車部品の製造及び販売
ヤチヨ オブ オンタリオ マニュファクチャリング インコーポレーテッド (カナダ)	31,743 千カナダドル	100.0%	自動車部品の製造及び販売
ヤチヨ オブ アメリカ インコーポレーテッド (米国)	48,200 千米ドル	100.0%	研 究 開 発
ユ ー エ ス ヤチヨ インコーポレーテッド (米国)	16,000 千米ドル	※ 100.0%	自動車部品の製造及び販売
ヤチヨ マニュファクチャリング オブ アメリカ エル エル シー (米国)	18,830 千米ドル	※ 100.0%	自動車部品の製造及び販売
エ ー ワ イ マニュファクチャリング リミテッド (米国)	14,400 千米ドル	※ 100.0%	自動車部品の製造及び販売
ヤチヨ ド ブラジル インダストリア エ コメルシオ デ ペサス リミターダ (ブラジル)	40,500 千ブラジルレアル	75.0%	自動車部品の製造及び販売
ヤチヨ メキシコ マニュファクチャリング エス エー デ シー プイ (メキシコ)	240,000 千メキシコペソ	100.0%	自動車部品の製造及び販売
八 千 代 工 業 (中 山) 有 限 公 司 (中国)	13,000 千米ドル	100.0%	自動車部品の製造及び販売
八 千 代 工 業 (武 漢) 有 限 公 司 (中国)	8,000 千米ドル	100.0%	自動車部品の製造及び販売
サイアム ヤチヨ カンパニー リミテッド (タイ)	230,000 千タイバート	100.0%	自動車部品の製造及び販売
サイアム ゴウシ マニュファクチャリング カンパニー リミテッド (タイ)	180,000 千タイバート	※ 75.0%	自動車部品の製造及び販売
ゴウシ タンロン オートパーツ カンパニー リミテッド (ベトナム)	5,700 千米ドル	※ 70.0%	自動車部品の製造及び販売
ゴウシ インディア オートパーツ プライベート リミテッド (インド)	538,679 千インドルピー	※ 100.0%	自動車部品の製造及び販売
ヤチヨ インディア マニュファクチャリング プライベート リミテッド (インド)	1,100,000 千インドルピー	※ 88.2%	自動車部品の製造及び販売
ピー ティー ヤチヨ トリミトラ インドネシア (インドネシア)	23,500 千米ドル	70.0%	自動車部品の製造及び販売
ゴウシ フィリピン インコーポレーテッド (フィリピン)	242,503 千フィリピンペソ	※ 99.9%	自動車部品の製造及び販売
ラグナ アソシエ リアルティ インコーポレーテッド (フィリピン)	2,715 千フィリピンペソ	※ 40.0%	ゴウシ フィリピン インコーポレーテッド の 土 地 保 有 目 的 会 社
ヤチヨ ジャーマニー ゲー エム ベー ハー (ドイツ)	25 千ユーロ	100.0%	自動車部品の営業・開発・購買業務等

(注) ※は、子会社による所有を含む比率で表示しております。

④ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループが現在行っている事業の主なものは、自動車部品の製造及び販売であります。

(8) 主要拠点等

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	埼 玉 県 狭 山 市
柏 原 工 場	埼 玉 県 狭 山 市
埼 玉 研 究 所	埼 玉 県 狭 山 市
鈴 鹿 工 場	三 重 県 鈴 鹿 市 他
栃 木 研 究 所	栃 木 県 さ く ら 市

② 重要な子会社

名 称	所 在 地
合 志 技 研 工 業 株 式 会 社	熊 本 県 合 志 市
株 式 会 社 ウ エ ム ラ テ ッ ク	熊 本 県 球 磨 郡 あ さ ざ り 町
株 式 会 社 合 志 テ ッ ク	熊 本 県 合 志 市
ヤチヨ オブ オンタリオ マニュファクチュアリング インコーポレーテッド	カ ナ ダ オ ン タ リ オ 州
ヤチヨ オブ アメリカ インコーポレーテッド	米 国 オ ハ イ オ 州
ユー エス ヤチヨ インコーポレーテッド	米 国 オ ハ イ オ 州
ヤチヨ マニュファクチュアリング オブ アメリカ エル エル シー	米 国 ジ ョ ー ジ ア 州
エー ワイ マニュファクチュアリング リミテッド	米 国 オ ハ イ オ 州
ヤチヨ ド ブラジル イングストリア エ コメルシオ デ ベサス リミターダ	ブ ラ ジ ル サ ン パ ウ ロ 州
ヤチヨ メキシコ マニュファクチュアリング エス エー デ シー プイ	メ キ シ コ グ ア ナ フ ァ ト 州
八 千 代 工 業 (中 山) 有 限 公 司	中 国 広 東 省
八 千 代 工 業 (武 漢) 有 限 公 司	中 国 湖 北 省
サイアム ヤチヨ カンパニー リミテッド	タ イ プ ラ チ ン ブ リ 県
サイアム ゴウシ マニュファクチュアリング カンパニー リミテッド	タ イ ラ ヨ ン 県
ゴウシ タンロン オートパーツ カンパニー リミテッド	ベ ト ナ ム ハ ノ イ
ゴウシ インディア オートパーツ プライベート リミテッド	イ ン ド ハ リ ア ナ 州
ヤチヨ インディア マニュファクチュアリング プライベート リミテッド	イ ン ド ラ ジ ャ ス タ ン 州
ピー ティー ヤチヨ トリミトラ インドネシア	イ ン ド ネ シ ア 西 ジ ャ ワ 州
ゴウシ フィリピン インコーポレーテッド	フ ィ リ ピ ン ラ グ ナ 州
ラグナ アソシエ リアルティ インコーポレーテッド	フ ィ リ ピ ン ラ グ ナ 州
ヤチヨ ジャーマニー ゲー エム ベー ハー	ド イ ツ ニ ー ダ ー ザ ク セ ン 州

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況（2020年3月31日現在）

セグメントの名称		従業員数（名）
日	本	1,405
米	州	1,093
中	国	1,184
ア	ジ ア	3,487
合 計		7,169

(注) 1. 従業員数は、就業人員数の状況であります。
2. 従業員数に、臨時従業員は含めておりません。

② 当社の従業員の状況（2020年3月31日現在）

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
867	△8	43.4	20.3

(注) 1. 従業員数は、就業人員数の状況であります。
2. 従業員数に、臨時従業員は含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入額（百万円）
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8,222
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,750
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,124

(11) 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
(2) 発行済株式の総数 24,042,700株
(3) 株主数 2,970名
(4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（％）
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	12,103	50.4
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド（プリンシパル オール セクター サポートフォリオ） （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	881	3.7
大 竹 好 子	769	3.2
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	457	1.9
埼 玉 車 体 株 式 会 社	438	1.8
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	350	1.5
大 竹 譲 司	341	1.4
八 千 代 工 業 従 業 員 持 株 会	333	1.4
大 竹 隆 之	333	1.4
大 竹 守	326	1.4

(注) 1. 持株比率は自己株式（29,375株）を控除して計算しております。
2. フィデリティ投信株式会社より、以下のとおり大量保有報告書の変更報告書の写しが提出されておりますが、当社としては当
期末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	報告義務 発生日	提出日	保有株券等 の数（千株）	株券等保有 割合（％）
エフエムアール エルエルシー	245 SUMMER STREET, BOSTON, MASSACHUSETTS 02210, USA	2016年 7月15日	2016年 7月25日	1,209	5.03

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	山 口 次 郎	合志技研工業株式会社 取締役
代表取締役専務取締役	藤 本 朋 宏	生産本部長
代表取締役専務取締役	加 藤 憲 嗣	生産改革担当、リスクマネジメントオフィサー
常 務 取 締 役	北 村 哲 也	事業改革担当、コンプライアンスオフィサー
常 務 取 締 役	安 田 哲	開発本部長
取 締 役	松 原 美 樹	合志技研工業株式会社 代表取締役社長
取 締 役	横 瀬 勉	
監 査 役（常 勤）	根 岸 昭 雄	
監 査 役	富 永 和 也	公認会計士、税理士
監 査 役	山 室 恵	弁護士
監 査 役	村 松 昌 信	公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役 横瀬勉は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 富永和也、山室恵及び村松昌信の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 横瀬勉、監査役 富永和也、山室恵及び村松昌信を独立役員として指定し、東京証券取引所に届出ております。
4. 監査役 富永和也は、公認会計士、税理士であり、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 山室恵は、弁護士であり、専門的な法律全般に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 村松昌信は、公認会計士、税理士であり、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当期中に退任した監査役は、次のとおりであります。
- 松川 実（2019年6月25日退任）
8. 当社は、執行役員制度を導入しており、会社との関係が委任関係である2020年3月31日現在の常務執行役員の氏名等は、次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|---------|------------------|
| 常 務 執 行 役 員 | 木 原 浩 之 | プロジェクト推進担当 |
| 常 務 執 行 役 員 | 栗 原 貞 幸 | 全社品質保証責任者 |
| 常 務 執 行 役 員 | 長谷川 吉 保 | 営業購買本部長 |
| 常 務 執 行 役 員 | 堀 田 貢 市 | 開発本部副本部長 栃木研究所所長 |
| 常 務 執 行 役 員 | 三 島 清 憲 | 管理本部長 |

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当期に係る報酬等

	取 締 役		監 査 役		計	
	人数 (名)	金額 (百万円)	人数 (名)	金額 (百万円)	人数 (名)	金額 (百万円)
役 員 報 酬	7	154	5	47	12	201
役 員 賞 与	5	2	—	—	5	2
計		156		47		203

- (注) 1. 上記には、2019年6月25日開催の定時株主総会の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 2. 2013年6月25日の定時株主総会の決議による取締役報酬限度額は、取締役に対する賞与を報酬枠内で支給することとして、各事業年度を対象とする年額3億6,000万円以内となっております。
 3. 2013年6月25日の定時株主総会の決議による監査役報酬限度額は、各事業年度を対象とする年額9,300万円以内となっております。
 4. 上記の金額は、当期に係る取締役及び監査役に対するものであります。
 「役員報酬」については、当期に係る支給額であり、「役員賞与」については、当期の役員賞与引当金の繰入額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼任の状況

取締役 横瀬勉は、横瀬伸銅株式会社の取締役を兼任しております。

監査役 富永和也は、富永公認会計士・税理士事務所の所長を兼任しております。

監査役 山室恵は、富士通株式会社の社外監査役を兼任しております。

監査役 村松昌信は、仰星税理士法人の代表社員、株式会社パイロットコーポレーションの社外取締役を兼任しております。

なお、横瀬伸銅株式会社、富永公認会計士・税理士事務所、富士通株式会社、仰星税理士法人、株式会社パイロットコーポレーションは当社の主要な取引先ではありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を最低責任限度額としております。

③ 当期における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役	横 瀬 勉	7/7	100%	—	—
監 査 役	富 永 和 也	7/7	100%	10/10	100%
監 査 役	山 室 恵	6/7	86%	9/10	90%
監 査 役	村 松 昌 信	7/7	100%	8/10	80%

- (注) 1. 上記取締役は取締役会において必要に応じて質疑を行い、意見を述べております。
 2. 上記監査役は取締役会及び監査役会において必要に応じて質疑を行い、意見を述べております。

④ 社外役員の当期に係る報酬等の総額

	支給人数 (名)	報酬等の額 (百万円)	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等 (百万円)
社外役員の報酬等の総額	4	34	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区分	金額 (百万円)
① 当社が支払うべき報酬等の額	67
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	107

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手、報告の聴取を通じた前年度の監査実績の確認を踏まえ、当年度の会計監査人の監査計画の内容、報酬見積り算出の根拠などについて確認し、検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ヤチヨ オブ アメリカ インコーポレーテッド（米国）、ユー エス ヤチヨ インコーポレーテッド（米国）ほか14社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に、重大な法令違反や監査品質の著しい低下など、会計監査人としてふさわしくないと判断される事象が認められた場合その他諸般の事情を総合的に勘案してその必要性があると判断した場合において、監査役会は、会社法に定められた手続きに従って会計監査人を解任し、又は会計監査人の解任若しくは不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会へ提出します。

6. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高め、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。

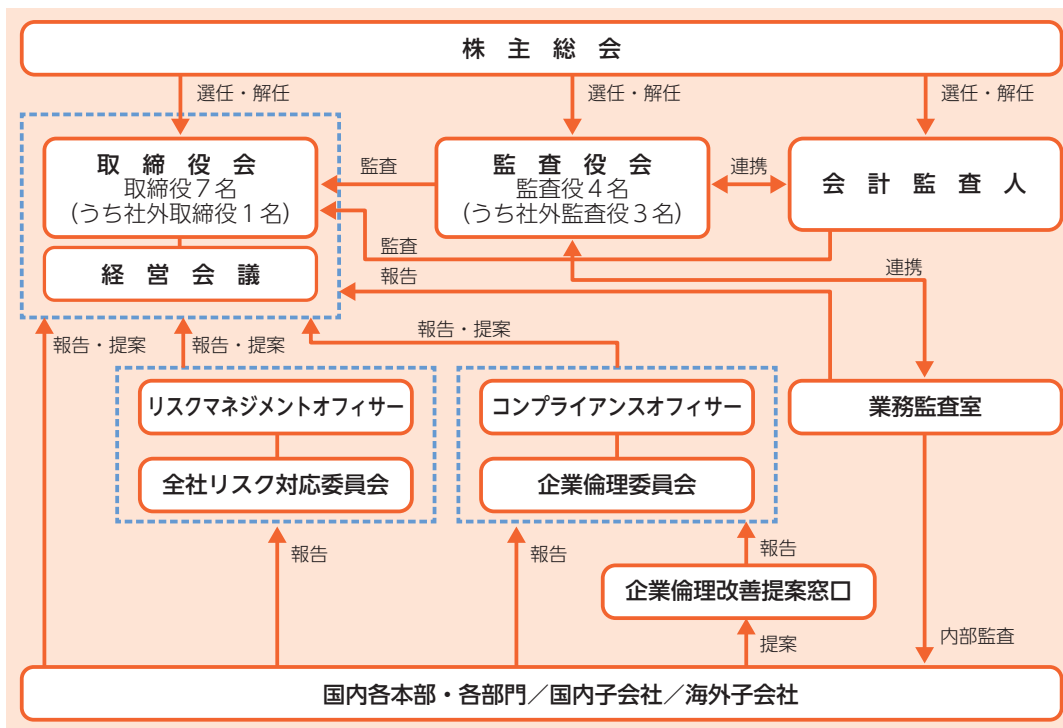
組織運営においては、基本理念に立脚し、世界各地のお客様の要請に応える事業運営を、迅速かつ適切に展開しながら、効果・効率の高い体制を構築しております。

また、業務監査部門が各組織の業務遂行について、効果的な監査を実施していくほか、各組織が自律性を高めながら、コンプライアンスやリスク管理に取り組んでおります。

経営の監視を客観的に行うため、社外取締役及び社外監査役をおき、取締役会、監査役会において監督、監査を行っております。また、当社は、経営の監督機能と執行機能の分離、取締役会の機動性向上及び経営の意思決定の迅速化を狙いとし執行役員制度を採用しております。取締役については、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、任期を1年としております。

株主や投資家の皆様に対して、決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示を基本とし、企業の透明性を今後も高めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



(2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスを確保するための体制は、以下のとおりとする。

- (イ) 当社役員及び従業員が共有し実践に努める「ヤチヨ行動規範」を制定し、周知徹底を図る。
- (ロ) 各部門が担当取締役の主導の下で、法令の遵守に努め、その状況を定期的に検証するなど、コンプライアンスについて体系的に取り組む仕組みを整備する。
- (ハ) コンプライアンスに関する取り組みを推進する担当取締役をコンプライアンスオフィサーとして任命し、企業倫理やコンプライアンスに関する事項を審議する「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理に関する問題について提案を受け付ける「企業倫理改善提案窓口」を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、当社の文書管理規程に基づき、保存及び管理を行うものとする。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を運営する上で想定される様々なリスクの適切な管理及び危機発生時における関連する組織・従業員の取るべき行動を定めた「リスクマネジメント方針」及び「リスクマネジメント規程」を制定する。

リスクマネジメントに関する取り組みを推進する担当取締役をリスクマネジメントオフィサーとして任命するなど、リスクマネジメント体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行う。

取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行う。

監査役会の各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務遂行の監査を行う。

業務執行体制については、主要な組織の長に取締役や執行役員をおき、機動的に業務執行ができる体制を構築している。また、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議する。さらに、海外においては、世界各地のお客様の要請に応えるために世界の主要な地域に拠点を置き、テレビ会議を中心としたICT（情報通信技術）の積極的な活用により、当社と各拠点間のダイレクト・コミュニケーションを促進し、経営会議から委譲された権限の範囲内で、迅速な意思決定を図っている。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいて共有し実践に努める「ヤチヨ行動規範」を制定し、周知徹底を図る。

- (イ) 当社のグループ各社は、ヤチヨ行動規範に基づき事業運営に関連した法令・社内規則が遵守されるコンプライアンス体制、想定される様々なリスクの適切な管理及び危機発生時の対応に関するリスクマネジメント体制を整備する。

(ロ) 当社のグループ各社は、コーポレートガバナンス・リスクマネジメント・コンプライアンス・企業倫理を主な対象として、定期的な自己検証を実施し改善に努める。

(ハ) 社長直轄の独立した内部監査部門である業務監査室が、当社の各部門の業務遂行状況について監査を行うほか、内部監査機能を持つ子会社については、内部監査の品質評価を行うことにより内部監査の充実に努め、その他の子会社に対しては、直接監査を行う。

(二) 当社は、グループ各社の経営の重要な事項に関して社内規程に基づき、当社への事前承認又は報告を求め、業務の適正性を確認する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役又は監査役会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、業務監査室から使用人を選任する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

業務監査室で監査役を補助する使用人の人事異動及び人事評価について、取締役は、事前に監査役の意見を聴取の上、決定し、また、補助すべき使用人に対して取締役は指揮命令をしないものとする。

⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は必要に応じて、職務を補助すべき使用人に対して、調査及び情報収集等の権限を与える。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、以下の事項を報告する。

(イ) 会社に重大な影響を及ぼす事項

(ロ) 内部統制システムの整備状況

(ハ) コンプライアンス、リスクマネジメントに係る自己検証の結果

(二) 「企業倫理改善提案窓口」の運用状況

⑩ 監査役への報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制

社内規程において、企業倫理改善提案窓口への報告・相談者に対して、不利益な取扱い（解雇、降格、減給、配置転換、不当な人事評価等の処分の他、職場におけるいやがらせ等）を禁止している。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するための予算を確保し、監査のために支出した費用については、事後、会社に償還を請求するものとする。

⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を確保するために以下の事項を定期的実施する。

(イ) 業務監査室との連携

(ロ) 代表取締役との意見交換

(ハ) 経営会議その他の重要な会議への出席

(二) 会計監査人との意見交換

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 「ヤチヨ行動規範」を制定して、コンプライアンスなどに関する当社の方針と役員及び従業員の取るべき行動を明確にしています。また、周知を図るためリーフレット及び内容の詳細解説を記載した冊子を作成し、それらを用いて入社時の研修や部門においては、定期的な読み合わせ等を実施しています。
- (ロ) 各部門は定期的にコンプライアンスに関する自己検証を実施し、その検証結果を担当役員及びコンプライアンスオフィサーに報告しています。なお、全社の自己検証結果については、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議へ報告しています。
- (ハ) コンプライアンスオフィサーを委員長とする企業倫理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。2019年度は企業倫理委員会を3回開催し、ガバナンス活動の取組方針、企業倫理改善提案窓口の運用状況、自己検証の方針及び結果などを審議しました。
- (ニ) 企業倫理改善提案窓口は社内に加え、弁護士事務所などの社外窓口も活用でき、提案者の保護などを含む運用規程を定めて運営しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 文書等は文書管理規程に基づき、適切に保存、管理しています。
取締役会や経営会議の議事録は、上記規程に従い、開催毎に作成され、担当部門が永年保存しています。
また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧することができます。
- (ロ) 役員及び従業員の機密管理規程の理解醸成を図るため、2019年度よりITツールを用いた啓発システムを導入し、実施しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 「リスクマネジメント方針」、「リスクマネジメント規程」及び「リスクマネジメントマニュアル」を制定しています。
- (ロ) リスクマネジメントオフィサーを任命し、定期的なリスクアセスメント活動を行っています。さらに、リスクアセスメントに基づく体系的なリスクマネジメント活動を国内及び海外子会社を含めて継続実施しています。また、重要なリスクをグループ各社で適切に管理・共有するために、全社リスク対応委員会を2回開催し、経営会議への報告を1回行いました。
- (ハ) 世界的な感染症が発生した事を受け、リスクマネジメントオフィサーを長とする全社危機対策本部を設置し、従業員の安全確保やBCP（事業継続計画）を実施しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 2019年度は定期取締役会を7回開催し、重要な業務執行その他法令の事項について決定を行いました。また、監査役会は定期及び臨時合わせて10回開催し、取締役の業務遂行について監査を行いました。
- (ロ) 各本部の本部長には、担当分野の業務執行を担う取締役や常務執行役員を配置し、決められた範囲で権限が委譲され、意思決定の迅速化を図っています。
- (ハ) 経営の重要事項を決定する機関として取締役会のほか、経営会議を設置しており、2019年度は審議基準に従い経営会議を定期及び臨時合わせて23回開催しました。
- (ニ) 各拠点は迅速な意思決定を図るため、TV会議を中心としたICTの積極的な活用により、当社と各拠点のダイレクト・コミュニケーションを促進しています。各拠点の責任者に授權される権限の範囲と意思決定のプロセスは審議基準により明確になっています。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 法務担当部門がグループ各社に「ヤチヨ行動規範」周知の推進を行っています。それに基づきグループ各社は定期的な読み合わせなどの周知活動を実施しています。また、「ヤチヨ行動規範」が適切に周知されているか、内部統制部門である業務監査室が状況の確認を行っています。
- (ロ) グループ各社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、規模や業態に応じたリスク管理体制を整備

しており、重要なリスクについては当社に報告しています。なお、リスクマネジメントオフィサーが、子会社のリスク管理体制の整備、運用状況を確認しています。

- (ハ) グループ各社において、定期的に自己検証を実施し、各地域の担当役員及びコンプライアンスオフィサーに報告しています。その結果は、当社の経営会議で報告しています。2019年度は子会社12社で自己検証を実施しました。
- (ニ) グループ各社は、企業倫理改善提案窓口を設置し、自社の内部通報を受付けるとともに定期的に当社への報告を実施しています。
- (ホ) 当社の業務監査室が年間計画に沿って、子会社に対して直接業務監査を実施しています。
- (ヘ) 当社は、子会社の経営の重要な事項に関して、当社の審議基準に従った当社への事前承認又は当社への報告を求め、業務の適正性を確認しています。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役の職務執行が実効的に行われるよう、監査役を補助すべき使用人として業務監査室から兼任者1名を選任し、監査役からの直接の指揮命令を受けて監査役のサポートを実施しています。
- (ロ) 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価等に対しては、事前に監査役からの同意を得ています。また、補助すべき使用人に対して、取締役は直接指揮命令を行っていません。
- (ハ) 監査役は、補助すべき使用人に対して、調査権限、情報収集権限を与えています。また、必要に応じて監査役の指示に基づき会議へ出席しています。
- (ニ) 監査役への報告基準を定め、担当取締役及び担当部門が当社グループの事業状況、内部統制システムの整備状況、自己検証への対応、企業倫理改善提案窓口の運用状況などを直接又は重要会議を通じて報告しています。
- (ホ) 企業倫理改善提案窓口への報告・相談を行ったことを理由に不利益な取扱いはありません。また、同項に対する運用規程を定め、役員及び従業員に周知しています。
- (ヘ) 監査役の監査にかかる諸費用は、事業年度毎に監査役の提案に基づいて必要な予算を確保し、会社が負担しています。
- (ト) 監査役は、経営会議、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べています。
- (チ) 監査役は、代表取締役及び会計監査人との意見交換を適宜実施しています。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけており、世界的視野に立って事業を展開し、企業価値の向上に努めております。

成果の配分にあたりましては、今後の資金需要などを総合的に考慮し、配当につきましては、長期的な視点に立ち連結業績を考慮しながら実施することを方針としております。

内部留保資金につきましては、将来の事業展開のための投資及び出資に充てることにより、業績の向上に努め、財務体質の強化を図ってまいります。

当期の配当金につきましては、期末配当金を無配とする予定であります。年間配当金では、中間配当金8円と合わせ、8円とする予定であります。

次期の配当金につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により、現時点では業績見通しの合理的な算定が困難なため、未定とさせていただきます。

(注) 事業報告の記載数値のうち、百万単位及び千単位については、それぞれ単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書

(単位：百万円)
(単位未満四捨五入)

	前連結会計年度（ご参考） (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
	金 額	金 額
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	20,470	25,121
営業債権及びその他の債権	26,335	20,286
その他の金融資産	5,137	5,767
棚卸資産	9,218	9,509
その他の流動資産	1,987	1,487
流動資産合計	63,146	62,171
非流動資産		
有形固定資産	47,760	46,896
無形資産及びのれん	4,423	3,238
使用権資産	—	595
その他の金融資産	776	1,918
繰延税金資産	1,837	1,818
退職給付に係る資産	553	288
その他の非流動資産	337	296
非流動資産合計	55,686	55,048
資産合計	118,832	117,219

(単位：百万円)
(単位未満四捨五入)

	前連結会計年度（ご参考） (2019年3月31日現在)	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)
	金 額	金 額
負債及び資本		
負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	19,914	17,907
借入金	12,867	12,913
その他の金融負債	338	681
未払法人所得税	1,147	1,008
引当金	1,891	1,450
その他の流動負債	4,466	4,197
流動負債合計	40,622	38,155
非流動負債		
借入金	717	7,000
その他の金融負債	145	500
退職給付に係る負債	5,614	6,266
繰延税金負債	3,942	4,115
その他の非流動負債	316	288
非流動負債合計	10,734	18,168
負債合計	51,355	56,323
資本		
資本金	3,686	3,686
資本剰余金	3,488	3,488
利益剰余金	44,403	40,469
自己株式	△25	△25
その他の資本の構成要素	1,605	△232
親会社の所有者に帰属する持分合計	53,157	47,386
非支配持分	14,319	13,510
資本合計	67,477	60,896
負債及び資本合計	118,832	117,219

連結損益計算書

(単位：百万円)
(単位未満四捨五入)

	前連結会計年度（ご参考） (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	金 額	金 額
継続事業		
売上収益	161,160	154,629
売上原価	△143,267	△136,290
売上総利益	17,893	18,338
販売費及び一般管理費	△12,917	△13,946
研究開発費	△4,282	△3,743
その他の収益	295	517
その他の費用	△287	△175
営業利益	701	992
金融収益	388	371
金融費用	△162	△557
税引前利益	928	807
法人所得税費用	△3,444	△2,645
継続事業からの当期損失（△）	△2,517	△1,838
非継続事業		
非継続事業からの当期利益	820	—
当期損失（△）	△1,697	△1,838
当期利益の帰属		
親会社の所有者	△4,335	△3,169
非支配持分	2,638	1,331

(ご参考)
連結包括利益計算書

(単位：百万円)
(単位未満四捨五入)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	金 額	金 額
当期損失 (△)	△1,697	△1,838
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付制度の再測定	△696	△442
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	△472	703
純損益に振り替えられることのない項目合計	△1,168	261
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	344	△3,232
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	344	△3,232
その他の包括利益合計	△824	△2,971
当期包括利益	△2,521	△4,810
当期包括利益の帰属		
親会社の所有者	△5,275	△5,387
非支配持分	2,754	577

連結持分変動計算書

前連結会計年度（ご参考）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）
（単位未満四捨五入）

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	3,686	3,488	49,969	△25
当期包括利益				
当期損失			△4,335	
その他の包括利益				
確定給付制度の再測定				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動				
在外営業活動体の換算差額				
当期包括利益合計	－	－	△4,335	－
所有者との取引等				
自己株式の取得				△0
剰余金の配当			△576	
支配の喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動		0		
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△654	
所有者との取引等合計	－	0	△1,231	△0
当期末残高	3,686	3,488	44,403	△25

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素				合計		
	確定給付 制度の 再測定	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産 の 純 変 動	在外営業 活動体の 換算差額	合計			
当期首残高	－	596	1,295	1,891	59,008	12,851	71,859
当期包括利益							
当期損失					△4,335	2,638	△1,697
その他の包括利益							
確定給付制度の再測定	△654			△654	△654	△42	△696
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動		△472		△472	△472		△472
在外営業活動体の換算差額			186	186	186	158	344
当期包括利益合計	△654	△472	186	△940	△5,275	2,754	△2,521
所有者との取引等							
自己株式の取得					△0		△0
剰余金の配当					△576	△1,286	△1,862
支配の喪失を伴わない子会社に対する所有者持分の変動			0	0	0	△0	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	654			654	－		－
所有者との取引等合計	654	－	0	654	△576	△1,286	△1,862
当期末残高	－	124	1,481	1,605	53,157	14,319	67,477

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）
（単位未満四捨五入）

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	3,686	3,488	44,403	△25
当期包括利益				
当期損失			△3,169	
その他の包括利益				
確定給付制度の再測定				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動				
在外営業活動体の換算差額				
当期包括利益合計	－	－	△3,169	－
所有者との取引等				
自己株式の取得				△0
剰余金の配当			△384	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△381	
所有者との取引等合計	－	－	△765	△0
当期末残高	3,686	3,488	40,469	△25

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素				合計		
	確定給付 制度の 再測定	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産 の 純 変 動	在外営業 活動体の 換算差額	合計			
当期首残高	－	124	1,481	1,605	53,157	14,319	67,477
当期包括利益							
当期損失					△3,169	1,331	△1,838
その他の包括利益							
確定給付制度の再測定	△381			△381	△381	△61	△442
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動		703		703	703		703
在外営業活動体の換算差額			△2,539	△2,539	△2,539	△692	△3,232
当期包括利益合計	△381	703	△2,539	△2,218	△5,387	577	△4,810
所有者との取引等							
自己株式の取得					△0		△0
剰余金の配当					△384	△1,387	△1,772
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	381			381	－		－
所有者との取引等合計	381	－	－	381	△384	△1,387	△1,772
当期末残高	－	826	△1,058	△232	47,386	13,510	60,896

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)
(単位未満四捨五入)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	金 額	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	928	807
非継続事業からの税引前利益	820	—
減価償却費及び償却費	7,242	7,525
減損損失	2,423	3,842
金融収益	△388	△371
金融費用	162	557
子会社株式売却益	△845	—
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	9,884	4,976
棚卸資産の増減額 (△は増加)	290	△629
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△4,840	△1,339
引当金の増減額 (△は減少)	1,891	△441
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	477	684
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	578	265
その他 (純額)	△1,135	860
小計	17,487	16,736
利息及び配当金の受取額	373	371
利息の支払額	△163	△197
法人所得税の支払額又は還付額	△4,116	△4,066
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,581	12,844
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△12,099	△11,092
有形固定資産の売却による収入	54	202
無形資産の取得による支出	△1,115	△840
定期預金の預入又は払戻 (純額)	△2,548	275
事業譲渡による収入	6,745	—
その他 (純額)	1	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,962	△11,465
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,889	961
長期借入による収入	—	8,000
長期借入金の返済による支出	△3,113	△2,498
親会社の所有者への配当金の支払額	△576	△384
非支配持分への配当金の支払額	△1,286	△1,387
その他 (純額)	△111	△90
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,197	4,601
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,422	5,980
V 現金及び現金同等物に係る換算差額	38	△1,328
VI 現金及び現金同等物の期首残高	19,010	20,470
VII 現金及び現金同等物の期末残高	20,470	25,121

貸借対照表

(単位：百万円)
(単位未満四捨五入)

	前期（ご参考） (2019年3月31日現在)	当 期 (2020年3月31日現在)
	金 額	金 額
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	476	647
受取手形	243	135
売掛金	6,814	8,332
商品及び製品	203	150
仕掛品	1,924	2,238
原材料及び貯蔵品	839	842
前払費用	31	69
未収入金	2,059	1,479
その他	627	325
流動資産合計	13,215	14,217
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,051	2,353
構築物	205	116
機械及び装置	2,006	1,264
車両運搬具	42	31
工具、器具及び備品	1,048	641
土地	4,368	3,788
建設仮勘定	386	353
有形固定資産合計	11,106	8,547
無形固定資産		
特許権	13	11
施設利用権	21	16
ソフトウェア	73	4
その他	33	15
無形固定資産合計	140	45
投資その他の資産		
投資有価証券	902	753
関係会社株式	15,902	10,931
出資金	0	0
関係会社出資金	3,979	3,979
従業員に対する長期貸付金	1	0
関係会社長期貸付金	135	8,774
長期前払費用	6	4
前払年金費用	3,510	3,247
敷金及び保証金	24	23
事業保険積立金	18	—
その他	21	21
貸倒引当金	△21	△2,184
投資その他の資産合計	24,478	25,548
固定資産合計	35,724	34,140
資産合計	48,939	48,357

(単位：百万円)
(単位未満四捨五入)

	前期（ご参考） (2019年3月31日現在)	当 期 (2020年3月31日現在)
	金 額	金 額
(負債の部)		
流動負債		
支払手形	31	14
買掛金	2,821	2,332
短期借入金	2,900	7,800
1年内返済予定の長期借入金	2,135	1,717
リース債務	31	16
未払金	1,651	1,760
未払費用	383	460
未払法人税等	61	44
前受金	198	131
預り金	88	48
賞与引当金	868	871
役員賞与引当金	8	9
設備関係支払手形	208	201
流動負債合計	11,382	15,403
固定負債		
長期借入金	717	7,000
リース債務	22	10
繰延税金負債	1,380	1,253
退職給付引当金	1,244	1,295
資産除去債務	5	5
その他	3	3
固定負債合計	3,371	9,566
負債合計	14,752	24,969
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	3,686	3,686
資本剰余金		
資本準備金	3,504	3,504
その他資本剰余金	0	0
資本剰余金合計	3,504	3,504
利益剰余金		
利益準備金	509	509
その他利益剰余金	26,206	15,511
圧縮記帳積立金	421	418
別途積立金	24,700	24,700
繰越利益剰余金	1,085	△9,607
利益剰余金合計	26,716	16,021
自己株式	△25	△25
株主資本合計	33,880	23,185
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	306	202
評価・換算差額等合計	306	202
純資産合計	34,187	23,387
負債純資産合計	48,939	48,357

損益計算書

(単位：百万円)
(単位未満四捨五入)

	前期（ご参考） (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当 期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	金 額	金 額
売上高	40,644	31,738
売上原価	34,495	28,021
製品期首たな卸高	193	203
当期製品製造原価	34,504	27,969
合計	34,697	28,172
製品期末たな卸高	203	150
売上総利益	6,149	3,717
販売費及び一般管理費	8,046	7,165
営業損失	△1,897	△3,448
営業外収益	3,235	3,626
受取利息	0	27
受取配当金	3,107	3,472
その他	128	127
営業外費用	69	243
支払利息	25	40
為替差損	42	201
その他	2	1
経常利益又は経常損失（△）	1,269	△65
特別利益	746	3
固定資産売却益	1	3
子会社株式売却益	745	—
特別損失	42	9,645
固定資産売却損	3	1
固定資産除却損	35	54
減損損失	—	2,456
貸倒引当金繰入額	—	2,164
関係会社株式評価損	—	4,970
その他	4	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	1,973	△ 9,707
法人税、住民税及び事業税	655	685
法人税等調整額	△56	△81
当期純利益又は当期純損失（△）	1,374	△10,311

株主資本等変動計算書

前期（ご参考）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）
（単位未満四捨五入）

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
						圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,686	3,504	0	3,504	509	424	24,700	△5,787	19,846
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						△3		3	－
会社分割による増加								6,072	6,072
剰余金の配当								△576	△576
当期純利益								1,374	1,374
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△3	－	6,873	6,870
当期末残高	3,686	3,504	0	3,504	509	421	24,700	1,085	26,716

	株主資本		評価・換 算差額等 その他 有価証券 評価 差額金	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△25	27,011	337	27,348
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩		－		－
会社分割による増加		6,072		6,072
剰余金の配当		△576		△576
当期純利益		1,374		1,374
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△31	△31
当期変動額合計	△0	6,870	△31	6,838
当期末残高	△25	33,880	306	34,187

当期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)
(単位未満四捨五入)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,686	3,504	0	3,504	509	421	24,700	1,085	26,716
当期変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						△3		3	－
剰余金の配当								△384	△384
当期純損失								△10,311	△10,311
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△3	－	△10,692	△10,695
当期末残高	3,686	3,504	0	3,504	509	418	24,700	△9,607	16,021

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△25	33,880	306	34,187
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩		－		－
剰余金の配当		△384		△384
当期純損失		△10,311		△10,311
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△104	△104
当期変動額合計	△0	△10,695	△104	△10,799
当期末残高	△25	23,185	202	23,387

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

八千代工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 足立 純一[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子 能周[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福原 崇二[㊞]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、八千代工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、八千代工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

八千代工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 足立 純一[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子 能周[㊞]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福原 崇二[㊞]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、八千代工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

なお、国内単独事業及び海外子会社であるユー エス ヤチヨ インコーポレーテッド（米国）の内部統制システムは改善が図られているものの、健全な事業運営に向けた更なる強化が必要であり、引き続き監視及び検証をしてまいります。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

八千代工業株式会社 監査役会

常勤監査役 根岸 昭雄 ㊞

監査役 富永 和也 ㊞

監査役 山室 恵 ㊞

監査役 村松 昌信 ㊞

注) 監査役 富永 和也、山室 恵及び村松 昌信は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

トピックス

新型コロナウイルスに対応したBCP活動を展開

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の影響は、世界中で今なお広がっています。

当社は、中国湖北省武漢市に八千代工業（武漢）有限公司（以下、YWM）があることから、現地の状況および中国政府の動向を踏まえ、いち早く駐在員を帰国させるとともに、日本では、リスクマネジメント規程に基づき、早期にBCP（事業継続計画）の発動を決めて対応に当たってきました。

当初は、YWMおよび八千代工業（中山）有限公司（以下、YZM）の状況と、中国のサプライチェーンの確認・調整を主に進めましたが、COVID-19の世界的な拡大を受け、BCP対応もPhase 2としてグローバル視点で進め、YWMおよびYZMの取り組み事例を世界各拠点に水平展開するとともに、課題に対して担当役員が即断即決できる体制を整えました。また、日本でも緊急事態宣言が発出されたことから、手洗いや咳エチケット等の励行、会議・集会等の制限、国内外出張の禁止といったそれまでの取り組みに加えて、「3密の回避」「ソーシャルディスタンスの確保」をさらに強化する取り組みを行っています。

そのひとつとして、生産以外の業務については原則在宅勤務とし、早期にネットワーク環境を整備し、経営会議などの重要会議もビデオ会議を用いて迅速な意思決定を行っています。また生産現場では、お客さまの計画に合わせた生産活動を滞りなく継続していますが、その中でも、時差勤務・輪番制勤務の推進や、生産ラインおよびスタッフ職場におけるソーシャルディスタンスの確保に努めるなど、感染拡大の防止に向けた取り組みを行っています。

当社は引き続き、従業員および関係する皆さまの健康と安全を最優先したうえで、事業影響を最小限に抑える迅速かつ的確な判断を行い、お客さまへの安定した製品供給に努めてまいります。



ビデオ会議を広く利用し安全かつスピーディに意思決定



感染拡大防止に向けた取り組みの例（YZMの食堂）

展示会でヤチヨ製タンクの技術進化を訴求

当社は製品の競争力を高めるために研究開発を強化するとともに、お客さまへ提案するために積極的な製品展示をしています。

2019年度は、タンク内の燃料が揺れ動くことで発生する音の解析技術をドイツで開催された「tank・tech※」で初講演しました。また、水素社会の実現に貢献するFCV用水素タンクでは、品質安定性が高い開発品と安価で小ロット生産に適した開発品の2種類を「FC EXPO 2020」に展示しました。ご覧いただいた取引先や関係企業をはじめとする方々からは高い評価をいただきました。

今後も当社独自の技術をより一層強化し、クルマの進化を見据えた製品開発に取り組み、心を込めたものづくりで世界中のお客さまに喜んでいただける製品をお届けしていきます。

※「tank・tech」・・・2年に一度ドイツで開催される燃料系最大の新技術の展示会



参加者の高い関心を集めた「tank・tech」での講演



ヤチヨとして初の単独ブースを構えた「FC EXPO 2020」

支援活動で「笑顔」と「喜び」を届ける

昨年発生した『令和元年台風第19号』は、河川の氾濫や土砂災害など日本中に甚大な被害をもたらしました。栃木県内に開発拠点を持つ当社は、浸水や家屋の破損などの被害規模が大きく、被災地域も広範囲であった栃木市の復興支援活動にいち早く加わりました。

また、新入社員による障がい者就労支援施設での活動を通じて障がいをお持ちの方への理解を深めるとともに、「誰か力になりたい」という気持ちを育てる取り組みも行っています。

当社は従業員の意思による自発的な社会福祉活動や社会奉仕活動をこれからも支援し、社会の中で困っている方や助けを必要とする方の力となり、「喜び」や「笑顔」をお届けする活動を続けていきます。



さまざまなニーズの活動に主体性を持って取り組む

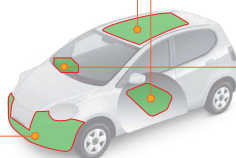
製品情報 当社グループの主な製品



サンルーフ



燃料タンク



樹脂部品



補修パーツ



運転補助装置



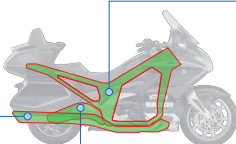
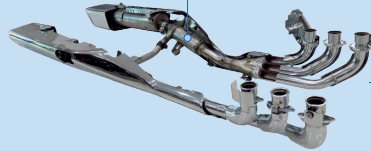
Honda・テックマチックシステム

排気系部品

メタルキャタライザー



マフラー



車体系部品

フレーム



スイングアーム



株式の所有者別分布状況

区 分	2017年度末 (2018年3月31日現在)		2018年度末 (2019年3月31日現在)		2019年度末 (2020年3月31日現在)	
個人・その他	6,986 千株	2,412 名	7,153 千株	2,546 名	7,154 千株	2,823 名
金融機関	1,452	11	1,533	11	1,436	9
証券会社	279	23	185	20	387	24
その他国内法人	13,230	40	13,138	39	12,955	39
外国人	2,063	90	2,002	79	2,079	74
自己名義	29	1	29	1	29	1
合 計	24,042	2,577	24,042	2,696	24,042	2,970

(注) 株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

株式のご案内

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月

基準日 期末配当 3月31日

中間配当 9月30日

電子公告掲載のウェブサイトURL

<http://www.yachiyo-ind.co.jp/ir/references/public/>

貸借対照表及び損益計算書掲載のウェブサイトURL

<http://www.yachiyo-ind.co.jp/ir/references/>

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(特別口座の口座管理機関) 三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話照会先 0120-782-031 ご利用時間9:00-17:00(銀行休業日を除く)

同 取 次 窓 口 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店

(お知らせ)

- ・住所変更、単元未満株式の買取り・買増し等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

- ・未払配当金のお支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

株主総会会場ご案内図

日時 2020年6月23日(火曜日)
午前10時30分(受付開始予定 午前9時30分)

2020年6月23日(火曜日)
午前10時30分(受付開始予定 午前9時30分)

昨年と開催会場が異なります。
お間違えの無いようご注意ください。

会 場 **ラ・ボア・ラクテ 4階 大会場**
埼玉県川越市協田本町22番地5号 電話049-243-6600

ホームページ: <https://www.lvl.co.jp/>



■ 交通のご案内

- JR埼京線・川越線 ●東武東上線

- 西武新宿線

「川越駅」西口から徒歩約3分

「本川越駅」 東口 から徒歩約12分

※駐車場につきましては台数に限りがございますので、出来る限り公共の交通機関でお越しくださいますようお願い申し上げます。

八千代工業株式会社

<http://www.yachiyo-ind.co.jp/>

UD
FONT